

令和健康科学大学大学院学則

第1章 総則

(目的)

第1条 令和健康科学大学大学院（以下「本大学院」という。）は、教育基本法及び学校教育法に基づき、保健・医療・福祉に関する教育研究をとおして、健康科学に関する学術の理論と応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

(自己評価等)

第2条 本大学院は、その教育研究水準の向上を図り、本大学院の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 本大学院は、前項の自己点検・評価及び第三者評価等多様な評価の結果を本大学院の目標・計画に反映させ、不断の改革に努める。

(教育研究活動状況の公表)

第3条 本大学院は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表する。

(教育内容等の改善のための組織的研修等)

第4条 本大学院は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施する。

第2章 研究科、専攻、入学定員及び修業年限等

(研究科、専攻及び課程)

第5条 本大学院に置く研究科、専攻及び課程は次のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程
健康科学研究科	医療系健康科学専攻	修士課程

(研究科及び専攻の目的)

第6条 本大学院の研究科、専攻の教育研究上の目的は次のとおりとする。

健康科学に関する実践に活用できる研究能力と課題対応能力を授け、保健・医療・福祉に関する実践的能力と課題解決能力を培う。さらに高度な専門性を担うために高度かつ広範な専門的能力を培い、我が国の健康福祉の増進に寄与する人材を育成することを目的とする。

(入学定員)

第7条 入学定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	入学定員数
健康科学研究科	医療系健康科学専攻	12名

(修業年限)

第8条 修業年限は、2年とする。

(在学期間の限度)

第9条 在学期間の限度は、4年とする。

(学年及び学期)

第10条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学期は、次のとおりとする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第11条 休業日（授業を行わない日）は、次のとおりとする。

(1) 土曜日及び日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日

(3) 春季、夏季及び冬季の各休業日

2 臨時の休業日は、その都度定める。

3 前項の休業日において、特に必要がある場合には、授業を行うことができる。

第3章 入学、再入学及び転入学

(入学の時期)

第12条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第13条 修士課程に入学できる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者であって、本研究科が定める基準をみたす者とする。

2 前項の基準は、別に定める。

(入学の出願)

第14条 入学を志願する者は、所定の期日までに、入学志願票に、所定の入学検定料その他別に定める書類を添えて願出しなければならない。

(入学者選抜)

第 15 条 前条の入学を志願する者については、入学者選抜を行う。

(入学の手續及び許可)

第 16 条 学長は、前条の入学者選抜の結果合格した者で、所定の期日までに別に定める手續きを完了したものに入学を許可する。

(保証人)

第 17 条 入学を許可された者は、保証人 1 名を定めて届け出なければならない。

2 保証人は、本人が在学する期間、本人についての一切の責任を有するものとする。

3 保証人に身上の異動又は住所の変更があったときは、直ちに届け出なければならない。

(再入学)

第 18 条 本大学院の学生であつたもので再入学を希望する者は、選考の上、再入学を許可することができる。

(転入学)

第 19 条 学長は、本大学院へ転学を希望する者があつたときは、選考の上、転入学を許可することができる。

(再入学及び転入学の学生の取扱い等)

第 20 条 第 18 条及び第 19 条に規定する学生の取扱い等については、別に定める。

第 4 章 教育課程、課程修了及び学位の授与

(教育課程)

第 21 条 本学大学院の教育は、授業科目の授業及び修士論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

2 授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

3 授業科目の履修方法その他の必要な事項は別に定める。

(教育の方法)

第 22 条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(教育方法の特例)

第 23 条 教育上当別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(単位の計算方法)

第 24 条 授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成する事を標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間 外に必要な学修等を考慮して、次の基準により算定するものとする。

(1) 講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲で本大学院が定める時間の授業をもって 1 単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲で本大学院が定める時間の授業をもって 1 単位とする。

(3) 1 つの授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち 2 以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前 2 号に規定する基準を考慮して本学が定める時間の授業をもって 1 単位とする

2 前項の規定にかかわらず、特別研究等の授業科目について、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認める場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(成績評価基準等の明示等)

第 25 条 本大学院、授業科目の授業の方法及び内容並びに 1 年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする

(成績評価)

第 26 条 学生が履修した授業科目について、試験により成績評価を行う。ただし、平素の成績をもって、試験の成績に代えることができる。

2 各授業科目の成績は、S、A、B、C、及び D の 5 種の評語をもってあらわし、S、A、B、C を合格とし、D を不合格とする。標語の基準は次のとおりとする。

S 授業目的により要求される水準を大きく超えて優秀である。

A 授業目的により要求される水準を超えて優秀である。

B 授業目的により要求される望ましい水準に達している。

C 単位を認める最低限の水準に達している。

D 授業目的により要求される水準を下回る。

3 前項の規定にかかわらず、演習、実験、実習及び実技の授業科目においては、可否により判定することができる。

4 前 3 項に定めるものの他、成績評価に関し必要な事項は、別に定める。

(他の大学院における授業科目の履修)

第 27 条 学長は、学生に対して教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生に当該大学院の科目を履修させることができる。

2 前項の規定により学生が修得した授業科目の単位は、15 単位を超えない範囲で本学大学院における科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(本大学院以外の教育施設等における研究指導)

第 28 条 学長は、学生に対して教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等との協議に基づき、学生に当該大学院又は研究所等において必要な研究指導を、1 年を超えない範囲で受けさせることができる。

2 前項の規定により受けた研究指導は、本大学院の修了要件となる研究指導として認めることができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 29 条 学長は、学生に対して教育上有益と認めるときは、本大学院の入学前に他の大学院において修得した単位を、15 単位を超えない範囲で本学大学院における科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により履修したものとみなすことができる単位数は、第 27 条第 2 項の規定により修得した単位と合せて 20 単位を超えないものとする。

(長期履修)

第 30 条 学長は、学生が職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて計画的に教育課程を履修し、修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項に関する必要な事項は、別に定める。

(課程の修了)

第 31 条 本大学院に 2 年以上在学し、所定の科目を 32 単位以上修得し、かつ必要な研究指導を受けた上で修士論文の審査及び最終試験に合格した者に対し、研究科委員会の議を経て、学長が修了を認定する。ただし、優れた研究業績を上げたと認められた者の在学期間に関しては、当該課程に 1 年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項に規定する修士論文の審査は、修士課程の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもってこれに代えることができる。

3 学位論文の審査及び最終試験については、別に定める。

4 第 1 項に関わらず、本大学院に入学する前に修得した単位を本大学院において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により本大学院の修士課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して 1 年を超えない範囲で本大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、本大学院に少なくとも 1 年以上在学するものとする。

(学位の授与)

第 32 条 学長は、前条による修了者に対し、修士（看護学）又は修士（健康科学）の学位を授与する。

2 学位に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 退学、転学、留学及び休学

(退学)

第33条 学生が退学しようとするときは、学長に退学許可願を提出し、その許可を受けなければならない。

(転学)

第34条 他の大学院に転学を志望する学生は、学長に転学許可願を提出し、その許可を受けなければならない。

(留学)

第35条 外国の大学院に留学を志望する学生は、学長に留学許可願を提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の許可を得て留学した期間は、1年を超えない範囲で第8条の修業年限に通算することができる。

3 第1項により外国の大学院に留学し修得した単位は、15単位を超えない範囲で本学大学院における科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(休学)

第36条 疾病又は経済的理由のため2か月以上修学できない学生は、学長の許可を得て、その学年の終わりまで休学することができる。

2 前項の他、特別の事情があると認められたときは、学長は、休学を許可することができる。

3 前2項の他、疾病のため修学が不相当と認められる学生に、学長は、休学を命ずることができる。

(休学期間)

第37条 休学期間は、第8条に規定する修業年限の年数を超えることはできない。ただし、第18条及び第19条に規定する再入学等をした者の休学期間は、別に定める。

2 休学した期間は、第9条の在学期間に算入しない。

3 休学期間中に、その事由が消滅したときは、学長の許可を得て、復学することができる。

第6章 表彰、除籍及び懲戒

(表彰)

第38条 学長は、学生に表彰に価する行為があったときは表彰する。

2 表彰に関し必要な事項は、別に定める。

(除籍)

第39条 学長は、学生が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該学生を除籍する。

- (1) 欠席が長期にわたるとき。
- (2) 成業の見込みがないとき。
- (3) 長期間にわたり行方不明のとき。
- (4) 在学期間の限度を超えたとき。

- (5) 第 37 条に規定する休学期間を超えてなお復学できないとき。
- (6) 授業料の納付を怠り、督促を受けてなお納付しないとき。

(懲 戒)

第 40 条 学長は、学生が本学の規則に違反し、又はその本分に反する行為があったときは、当該学生を懲戒する。

2 前項の場合における懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

3 懲戒の手続その他懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第 7 章 検定料、入学料及び授業料等

(検定料)

第 41 条 入学（再入学等を含む。次条において同じ。）を志願する者は、検定料を納付しなければならない。

(入学料)

第 42 条 入学にあたっては、入学料を納付しなければならない。

(校納金)

第 43 条 各年度に係る授業料は、次の表に掲げる納付区分ごとに、それぞれ授業料の年額の 2 分の 1 に相当する額を同表に掲げる納期に納付しなければならない。

種別	納付区分	納 期
授業料	前期分	前年度 3 月 31 日まで
	後期分	当年度 9 月 30 日まで
実験実習費及び 施設整備費	1 年分	前年度 3 月 31 日まで

- 2 休学が前項に定めた授業料納付区分の全期間である場合は、その期間分の校納金を免除する。ただし、免除期間中は、休学在籍料として授業料の 2 分の 1 相当額を納付しなければならない。

(検定料等の額等)

第 44 条 検定料、入学料及び校納金等の額、徴収方法その他の必要な事項については、別に定める。

第 8 章 大学院科目等履修生等

(大学院科目等履修生等)

第 45 条 大学院科目等履修生、大学院聴講生、大学院特別聴講学生及び大学院研究生の受け入れについては、大学学則第 45 条から第 49 条を準用し、「学部」を「研究科」と読み替える。

(特別研究学生)

第 46 条 他の大学院又は外国の大学院の学生で、本大学院において研究指導を受けることを志願する者がいるときは、当該大学院と協議のうえ、本大学院の教育に妨げのない限り、特別研究学生として受け入れることができる。

2 特別研究学生に関して必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第 47 条 他の大学院又は外国の大学院の学生で、本大学院の授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該大学院と協議のうえ、本大学院の教育に妨げのない限り、特別聴講学生として受け入れることができる。

2 特別聴講学生に関して必要な事項は、別に定める。

第 1 1 章 職員等

(研究科長及び専攻長)

第 48 条 本大学院の研究科に研究科長及び専攻長を置く。

2 研究科長は、研究科の業務を掌理する。

3 専攻長は、専攻の業務を掌理する。

(教員)

第 49 条 本大学院の授業及び研究指導は、大学院設置基準に規定する資格を有する本学の教員が担当する。ただし、兼任教員に授業の担当を委嘱することができる。

第 1 2 章 研究科委員会

(研究科委員会)

第 50 条 本大学院の研究科に教授会を置き、研究科委員会と称する。

2 研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学及び課程修了

(2) 学位の授与

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

3 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

4 研究科委員会に関する必要な事項は、別に定める。

第 1 3 章 雑 則

第 51 条 この規則に定めるもののほか、本大学院の目的を達成するために必要な事項は、別に定める。

附 則

この学則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、令和 8 年 4 月 1 日から改正施行する。

別表(第21条関係)

区 分		科 目 名	単 位			履修条件
			必修	選択	自由	
基 盤 科 目		健康科学特論	2			10 単位(実践看護学コースは9 単位)以上を履修すること。
		健康科学研究方法特論	2			
		専門職連携特論	2			
		保健医療倫理学特論	2			
		保健医療管理学特論	1			
		保健医療福祉システム特論		1		
		生体情報科学特論		1		
		臨床免疫学特論		1		
		保健医療統計学特論		1		
		保健医療社会学特論		1		
		保健医療福祉とリハビリテーション		1		
		英語文献講読		1		
分野 共通 科目	統合 分野	コンサルテーション特論	1			統合分野を含み8 単位(実践看護学コースは6 単位)以上を履修すること。
		ヘルスプロモーション論	1			
		医療安全学特論	1			
		専門職連携演習	1			
	看護 学 分 野	看護実践理論特論	1			
		看護研究方法論	1			
		看護政策論		1		
		看護教育学		1		
	リハ ビ リ テ ー シ ョ ン 学 分 野	リハビリテーション研究方法論	1			
		リハビリテーション管理学特論	1			
		心身機能計測技術論		1		
		生活機能計測技術論		1		
		福祉住環境特論		1		
コー ス 専 門 科 目	看護 学 教 育・ 人 材 育 成	看護管理学特論		2		6 単位以上を履修すること。
		看護管理学演習		2		
		看護教育学特論		2		
		看護教育学演習		2		

	コース	精神看護学特論		2		8 単位を履修すること。
		精神看護学演習		2		
		地域・在宅看護学特論		2		
		地域・在宅看護学演習		2		
		看護学特別研究（看護管理学領域）		8		
		看護学特別研究（看護教育学領域）		8		
		看護学特別研究（地域包括ケア領域）		8		
	実践看護学コース	高度実践看護特論		1		17 単位を履修すること。
		臨床推論		2		
		病態生理学特論		2		
		疾病特論		2		
		フィジカルアセスメント演習		2		
		看護学特別研究（実践看護学）		8		
	心身機能支援コース	運動機能支援特論		2		14 単位以上を履修すること。
		運動機能支援演習		1		
		脳機能支援特論		2		
		脳機能支援演習		1		
		摂食嚥下機能支援特論		2		
		摂食嚥下機能支援演習		1		
		リハビリテーション学特別研究（心身機能支援）		8		
	生活支援コース	生活機能支援特論		2		14 単位以上を履修すること。
		生活機能支援演習		1		
		生活環境支援特論		2		
		生活環境支援演習		1		
		福祉工学支援特論		2		
		福祉工学支援演習		1		
		リハビリテーション学特別研究（生活支援）		8		

自由科目	教育関係科目	教育原論			2	実践看護学コースを履修し、かつ、診療看護師を希望する者が履修可能。
		教育方法論			2	
	NP養成関係科目	チーム医療・看護管理特論			2	
		人体構造機能論			1	
		臨床薬理学特論			2	
		呼吸器・循環器治療のための実践演習			4	
		ドレーン管理のための実践演習			2	
		疾病と治療 カテーテル管理と創傷管理			4	
		疾病と治療 薬物治療Ⅰ			4	
		疾病と治療 薬物治療Ⅱ			4	
		NP 実習			16	
		クリティカルケア特論			2	
		プライマリケア特論			2	